

副 議 長 日程第6「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 利 根 川 それでは一般質問に入らせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第7番 利根川茂。件名、子ども・子育て支援法改正に伴う対応は！

子ども・子育て支援法が5月10日、国会において改正されました。この改正により、0歳から2歳児の住民税非課税世帯と、3歳から5歳児の保育料は全て無償化されます。認可施設はもとより、認可外施設やベビーシッターなどもこの対象になります。

そこで町長にお伺いします。

(1) 条例改正、補正予算が必要と思われませんが、10月1日実施に対応できますか。その内容をお示してください。

(2) 保育の質の向上や待機児童等の対策はどうするのか。以上2点につきましてお願いします。

なお、私は病み上がりなもので、簡潔にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

町 長 それでは、利根川議員の御質問に丁寧に回答させていただきますことを御了承いただきたいというふうに思います。

議員がおっしゃるとおりに、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から幼稚園・保育園などを利用する子供たちの利用料が無償化されることは、本年5月の国会において改正されたことは御承知のとおりということと存じます。具体的には、幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育所、企業主導型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター等々の事業などを利用する3歳から5歳までの方、及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちを対象として、これまで保護者が負担していた分の利用料が無償化される予定となっておりますが、これまでは国・県・町が負担をしていた分はそのまま残って、加えて保護者負担額の4分の1が町負担というふうになるというふうな予定となっております。

町内の児童数の状況について申し上げますと、平成31年4月1日現在でござ

いますが、5歳児が57名、そのうち幼稚園に31名、保育園が25名です。4歳児が71名、うち幼稚園39、保育園が32。3歳児が67人、そのうち幼稚園が37、保育園が24となっております。また、住民税非課税世帯につきましては、令和元年の課税状況によるために、現在のところ未確定となっておりますので、平成30年度の状況を申し上げますと、0歳児が2名、1歳児が1名で計3名ということになっておりました。また、無償化と申しますが、町や県の説明によりますと…すいません、国や県の説明によりますと、今まで保護者が負担をしていた保育園の保育料には、副食費という食事代が月額4,500円含まれておりますので、保育料は無償となりますが、食事代は自己負担となっております。

それでは1つ目の御質問の条例改正、補正予算の対応についてお答えを申し上げます。松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、また松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例、さらに松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例などの改正が必要となりますので、本年第3回定例会に提案したいというふうにも考えております。今回の支援法改正に伴う保育に関する電算システムの改修費につきましては、幼児教育の無償化に伴うシステム改修費負担金として、691万9,000円を本定例会に補正予算として計上させていただいてるところでもございます。また、幼児教育・保育無償化に伴う自治体事務費や、本事業での影響額につきましては、内容が確定していないため、次回の定例会にてお示ししたいというふうに考えております。何分、初めてのことでございますので、県や近隣市町村と連携をとりながら、ミスのないよう手続きを進めてまいります。

次に2点目の御質問にお答えをさせていただきます。保育の質の向上につきましては、平成29年度に厚生労働省が定めた保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づき、県や県知事が指定した研修実施機関等により、保育士の専門分野別研修、マネジメント研修、保育実践研修のキャリアアップ研修やそのほか一般的な研修により、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に取り組んでいるところでもございます。松田さくら保育園におきましても、平成29年度のキャリアアップ研修に8名の保育士が12講座を受講し、そのほかの研修に保

育士や給食調理員17名が30講座を受講しております。平成30年度のキャリアアップ研修に11名の保育士が17講座を受講し、そのほかの研修に保育士や給食調理員の皆様方12名が18講座を受講され、日々保育の質の向上に取り組んでいるというふうに伺っております。

また幼稚園におきましては、平成30年4月から文部科学省が示す新しい幼稚園教育要領が完全実施となりました。教育内容につきましては、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に分けられております。幼稚園の教育の質の向上を図るため、それぞれの領域の狙い及び内容に基づく活動を充実させ、教育課程の編成・実施に工夫・改善を図っています。具体策といたしましては、園児の個々の様子についてもきめ細やかな気配りと目配りを行い、園児の様子について情報共有をする時間を毎朝設けており、各クラス担当から前日の様子をもとに、園児の気になることや、それを受けて、その日の保育の中ではどのようなことを意識するかなど、大変具体的な打ち合わせがされております。このことにより、全職員が園児への様子や対応などについて共通理解が得られ、質の高い保育へとつながっております。

待機児童対策につきましては、平成31年4月時点の待機児童の状況を国・県に報告をする保育所等利用待機児童数調査では、申し込み児童数の取り扱い項目に、いわゆる入所保留の場合について、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で申し込み児童数に含めないことができるとされていることから、報告書上は待機児童はゼロというふうに報告をしておりますが、昨年11月に、本年の4月から保育所入所申し込みを受けた中で、求職活動をするためという理由の方8名については、3月の時点で改めて個別に確認をさせていただきましたところ、現在も職安に通い求職活動をしているというふうに回答がありました1名の方につきましては、保育園と調整をして、4月より受け入れをしていただき、当時、求職活動をしていないと回答された7名の方は保留とさせていただいてるところでもございます。その後、4月以降に新たに申し込まれた方に関しましては、求職活動中ながら保留となっておりますので、6月1日現在で条件に合った待機児童としては5名となっております。ただし、先ほど申しました7名のような、まず安心して預けるところがなければ、職を探せないという

ふうに言われている潜在的ニーズがあることも承知しているところでもございます。

このような中、状況を改善するために今年度の当初予算に計上させていただきお認めいただきました小規模保育施設整備事業につきましては、本年10月開設を予定をしております。0歳から2歳までの児童を19名までお預かりできる予定としておりますが、今後もふえていくことが予想される保育需要に対しては十分だというふうには考えておりません。このため、第6次総合計画まちづくりアクションプランの施策において、幼保一体教育の推進という項目がございますので、本年度より方向性等の協議を行う予定としております。その中の1つの案として議論になるかというふうに思いますが、ハード整備を必要とする場合、新しい施設を建設するには費用もかかることから、その場合は今ある施設を活用したいと考え、寄・松田幼稚園の認定こども園化についても検討することになり、その方向で進む場合の事務手続については、認可されるまで少なくとも2年はかかると伺っております。子育て世代増加策にもつながる本事業の推進について、しっかりとしたニーズ調査や、松田さくら保育園とも連携を図り、本町の現状と将来を見据えながら、後手に回らないようしっかりとした受け皿づくりとしての体制を進めてまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上となります。

7 番 利 根 川 懇切丁寧に御回答いただきまして、ありがとうございます。町立幼稚園につきましては、昭和50年に開設をして、その間、何回か保育料の値上げの問題について議論したわけでございます。ついに46年間にわたって一度も保育料の値上げをせずですね、ことしの10月から保育料のみ無料化になるということで、感慨深いものがございます。

今回の、この子育て支援法改正についてはですね、中身を読んでいくと、相当ずさんなものであって、私はこれは参議院選挙の対策で、単なるこんな無償化だよというのを打ち上げただけじゃないかというふうに思います。非常にずさんであります。あとは全部ですね、自治体に丸投げをする。なぜ。児童福祉法第24条の3ですか。そこに、保育に欠ける児童は市町村長がこれをなりかわって保育をするという条文規定があります。ですから、何らかの事情によって

保育ができない場合は、全部、市町村長が保育をしるよという法的根拠がありますから、一番ここで問題にするのはですね、ベビーシッターの問題ですね。ベビーシッター。施設のことばかり、今、町長おっしゃってました。小規模施設、大変結構でございます。0歳から2歳まで、かつての子育て支援センターの跡地へつくる。それも大事なことでございますが、保育園や幼稚園にやりたくないという少数派の方がいらっしゃいます。やりたくない。いわゆる産休明けまでは、満1歳になるまでは、自分で産休で保育をする。2歳から通常でいけば保育園、それで3歳にいけば幼稚園に行くことはできるわけですけども、いろんな事情によってですね、ずっと家庭で保育をしたい。ただし、勤めはやめたくない。働くのは生きがいで、それはやめたくない。

私は現職の職員のとときに2名そういう人がいらっしゃいました。1名はですね、バックアップ体制が何もなかった時代です。ゼロの時代。松田に家を建てられて、子供2人連れて来られた人が、お母さんが急病で亡くなっちゃった。朝1時間、夕方2時間、朝食と夕食をつくって小学校送り出してくれる人がいないか。そうするとですね、今のようなホームヘルパーい wasn't でしたから、病院の中に入ってくるホームヘルパーしかいなかったんですね。すごく時給が高くてですね、その方はやむを得ず、買ったばかりの家をお売りになって、おばあさんのいるところに引っ越されました経過があります。その後ですね、いろんなことがありまして、教職員の方で、産休明けからいわゆる自分のうちに置いて保育をしたい、小学校まで保育をしたいという方がいらして、年間その人は、その当時は時給が800円ぐらいだったと思いますけども、年間200万ぐらいになったんじゃないかと思えますけども、3人1組ぐらいのペアを組んで家庭で保育をする。それは非常に大事なことです。

今、何もなく、障害も何もなく生まれてくるお子さんだったら問題はないんですけども、いろんな課題を抱えてですね、生まれてくるお子さんがいらっしゃいます。そういう場合はですね、何でも保育園、何でもこう、家庭のベビーシッターというのはいかに大切かということで、今、自由主義国家であるアメリカの保育制度が改めて見直されてる。アメリカはベビーシッターが中心ですからね。そういうときにですね、この条文を見てもですね、まだ施行令が出て

ませんので、施行令これから出ると思いますけども、ベビーシッターの位置づけなんか何もないんですよ。これ認可外施設、要はベビーシッター、これどつと来ると思いますね、私予想しても。うちで保育をすると。お母さんが出勤するまで来てもらう。昼間ずっといていただいて、きょうは3時に帰ってくるといって、お母さんと交代する。だからチームを組んでやりたいという人が来た場合のですね、問題はそこの対応ですよ、対応。

だからそれを頭に入れてですね、施行令、まあ省令だの政令だの出てくると思いますけれども、松田町においてはお国のそういうお達しに基づいて実施要綱等々を整備していかなきゃいけないと思うんですけども、ベビーシッターをきちんと位置づけていただきたいというふうに思います。よろしいですか。それだけ頭に入れて、今後の事務を施行していただきたい。

あとは通常でですね、通常業務でいいと思うんですね。ただ、4分の1の割合がものすごくふえてくる。いわゆる措置費の4分の1。4分の1は町負担ですから、一回保育園に払った部分の4分の1は町負担。いわゆる措置単価というのは前年度の1月1日現在、現在の総務省統計局がはじき出す日本全国物価水準に基づいてはじき出してますから、それが生活保護基準になってるわけですね。だからその基準は変えられませんが、その単価によって4分の1、住民税非課税世帯の人は4分の1、町が負担しなきゃいけない。その4分の1というのは大変ですよ。0歳、1歳の人の保育園の措置費というのは、今、20万ぐらいかかっているんでしょ、1月。20万ぐらい払っているとしますね。その4分の1って5万円ですね、5万円。その人が非課税世帯だったら、それだけふえてくるんですね。どんどんふえていきますよ。

私かつて扱った例で、夫婦共稼ぎで月々の保育料が10万円って、ええ、10万円超えたのかよなんていう人もいましたのでね、そういうその部分を今度町で負担をしていく、そういうことになっていくと思います。幼稚園につきましても、その保育料の部分、46年間手をつけなかった部分、お国のほうで今度は無料化していいよということになったので、その部分が間接的ですけども町の負担になると。恐らくそれはお国がこれから指し示す方向は、一般財源化をしていきますから大丈夫ですと、こういう言い方ですよ、一般財源。つまり、地方

交付税でカバーしますから大丈夫ですよ、負担はかけませんよ、そういうふう
に言うと思いますけども、実際ふたあけてみたらそんなことはない、負担だけ
が残っていくということになると思いますので、その辺十分お気をつけになっ
てですね、事務の執行に当たられたいというふうに考えております。

私の再質問につきましては、答弁は必要ございません。町長、懇切丁寧な
御説明ありがとうございました。以上で終わります。

副 議 長 以上で受付番号第1号、利根川茂君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。10時15分から再開します。 (10時03分)